

## 第 1 回上天草市環境審議会議事概要

日 時：平成 22 年 7 月 9 日（金）13 時 30 分～15 時 00 分

場 所：上天草市役所大矢野庁舎 2 階庁議室

### ■審議会委員

No.	所 属 等	氏名（敬称略）
1	熊本大学 沿岸域環境科学教育研究センター	逸 見 泰 久（会長）
2	崇城大学 工学部エコデザイン学科	田 代 敬 大
3	まちづくり事業推進運営委員会	堀 江 隆 臣
4	上天草市区長連合会	西 嶋 信 二
5	特定非営利活動法人 シートラスト	嶋 田 昭 仁
6	熊本県地球温暖化防止活動推進員	松 本 俊 介
7	熊本県漁業協同組合連合会	松 本 忠 明
8	あまくさ農業協同組合	藤 川 春 生
9	大矢野町商工会	宮 本 稔（副会長）
10	あまくさ四郎観光協会	竹 田 勉

1	上天草市長	川 端 祐 樹
2	市民生活部長	佐 伯 秀 昭
3	市民生活部 環境衛生課長	藤 島 幸 治
4	市民生活部 環境衛生課 衛生係	野 田 敬 子
5	市民生活部 環境衛生課 環境係	友 添 真 也
6	市民生活部 環境衛生課 環境係	西 聖 志

### ■次第

第 1 回環境審議会	配布資料
1 開会	1 諮問（上天草市環境基本計画について）
2 諮問	2 環境審議会運営上の申し合わせ（案）
3 運営上の申し合わせについて	3 上天草市の環境施策と現状について
4 上天草市の環境施策と現状について	4 上天草市環境基本計画の策定について
5 環境基本計画の策定について	5 審議会のスケジュール案について
6 審議会のスケジュールについて	6 上天草市環境基本条例（上天草市環境審議会規則）
7 閉会	

■議事要旨 (◎：議長(会長)、○：委員、●：事務局)

## 1 開会

## 2 諮問

～資料1「上天草市環境基本計画について」の諮問～

### ●市長

上天草市環境基本条例第9条第3項の規定に基づきまして、上天草市環境基本計画の策定について意見を求めます。

諮問する理由としましては、市民が健康で文化的な生活を営むうえで、必要な環境を確保し、これを良好な状態で次世代に継承するため、平成21年12月に上天草市環境基本条例を制定しました。しかしながら、今日の多様化した環境問題、循環型社会の形成や地球温暖化などといった新たな課題を解決するためには、市民、事業者及び市が協働により、本市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。以上、環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

### ○議長

受け賜りました。ただ今、市長から諮問いただきました環境基本計画の策定について今後、審議会としては、答申という形で市長に対し回答することになりますのでよろしくお願い致します。

～市長退席～

## 3 運営上の申し合わせについて

### ●事務局

～資料2「環境審議会における運営上の申し合わせ(案)について」の説明～

### ◎議長

傍聴者5人の部分についてですが、「原則として」は、後半にも掛かるのではないのでしょうか。両方の先に持ってきた方が良いと思いますが。

### ●事務局

そのように訂正します。

### ◎議長

「原則として会議は公開とし、傍聴者は5人以内とする。」とします。

他になければ、この申し合わせで審議会を行っていきたいと思います。

### ●事務局

他市(宇土・八代)の審議会の公開の状況については、どうでしょうか。

### ◎議長

他市も基本的に公開となっていますが、ホームページには、発言者氏名までは記載されてありませんでした。どうしても、テープを聴くときに誰が発言したのかがかなり難しくなってきましたし、発言が活発になってくると発言者の特定が難しくなりますので、議事録を送付して承認を得る時に、自分の発言について確認してもらう必要があるのではないかと思います。また、最近は新聞でも記者の名前を入れるのが普通になっていますので、皆さん差し支えなければ、事務局の案が良いと思います。

### ●事務局

委員名については、個人的な部分もあり、発言の内容は出せるものと考えますが、各団体

としての発言と捉える形があるので、どなたが発言されたかというのは市としては重要である。それを公開するに当たっては、委員名を出すか出さないかの判断をお願いしたい。

◎議長

議事録に関しては発言者を記載し、ホームページ等でオープンにする場合、要約する場合には、議事録の確認の際にチェックしてもらって、これは出さないようにしてほしいといった形で整理していただきたい。

#### 4 上天草市の環境施策と現状について

●事務局

～資料3 上天草市の環境施策と現状についての説明～

◎議長

環境基本計画の中心になって取り組むのは、環境衛生課になるのでしょうか。

●事務局

環境基本計画の作成に当たっては、予算も含み、環境衛生課です。

◎議長

環境はかなり広い概念でして、当然、環境基本計画もかなり広い範囲を扱うと思います。例えば、農林水産関係の課もあり、そういう所もかなり関わってくると思いますが。

●事務局

後ほど詳細を説明いたしますが、基本的に庁内関係機関と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

○田代委員

環境基本計画と上天草市総合計画（マスタープラン）との関係、位置付けについてはどのようなになっていますか。

●事務局

策定に当たっては、資料4の環境基本計画（体系図）を参考に、環境基本条例と総合計画の趣旨に基づいて環境基本計画を位置付けていきたいと考えています。

○田代委員

市全体のマスタープランである市総合計画との環境基本計画については、今後、どういう位置付け、関係で議論していけば良いか。

●事務局

資料3にありますように、総合計画では、海をテーマとしての産業振興、都市基盤の整備などとしておりますが、その趣旨に沿いながら環境基本計画を策定しなければいけないということになります。

○田代委員

総合計画の中で環境基本計画が位置付けられるという理解で良いのか。あるいは下位の具体的なマスタープランの中での一つの計画だということでしょうか。

●事務局

今後策定する環境基本計画については、総合計画及び環境基本条例の趣旨に沿った範囲内で策定することを前提とした一計画であると考えております。

○田代委員

逸見先生のご指摘のとおり、環境はかなり広い分野になってきますので、従来の施策が縦系ならば、横系として織り込まなければならぬ面もしばしば出てくると思います。

◎議長

この件に関しては、徐々に課題が出ると思いますので、その都度議論できればと思います。

## 5 環境基本計画の策定について

## 6 審議会のスケジュールについて

### ●事務局

～資料4 上天草市環境基本計画の策定についての説明～

～資料5 審議会のスケジュール案についての説明～

### ○堀江委員

審議会の開催が次回11月上旬になっておりますが、環境基本条例制定の時も指摘されましたパブリックコメントのあり方について、条例制定時にはパブリックコメントの意見がゼロで、無かったのが実績であったかと思いますが、次回の審議会直後にパブリックコメントが予定されており、あり方を少し考える必要があるのではないかと思います。

また、現状として、環境についてのそれぞれの分野で問題点・課題について市は把握ができていますでしょうか。

### ●事務局

実際、これから庁内検討会議等を実施して、全体で課題の洗い出しを行っていきたくと考えています。

### ○堀江委員

環境基本計画を策定する強い動機があまり感じられない。課題と問題点をある程度浮き彫りにして、上天草市の現状を確認して、だから環境基本計画の策定が必要だという動機の位置付けが絶対に必要ではないか。ただ単に作ってしまうと現実的に機能しない計画になってしまうのが、これまでの行政の歴史でありますので、これからの素案作りにおいては、そこをまずは重要視して欲しいと思います。

### ●事務局

この件に関しては、事務局で協議していきます。

### ○西嶋委員

アンケートの実施について、上天草市内の全世帯を対象にするのか。

### ●事務局

市民アンケートにつきましては、1,000人を対象にしたいと考えています。

### ○西嶋委員

無作為でしょうか。

### ●事務局

無作為に抽出します。

### ○田代委員

総合計画（平成25年度まで）と環境基本計画（平成23年度～32年度まで）の計画年数がズレているので、形式的に申しますと、環境基本計画は次の総合計画とある意味独立に考えて良いのか。つまり、次の総合計画ができる前に環境基本計画を考えなければならないということになると思いますので、そこは自由にできるのでしょうか。

### ●事務局

市の総合計画の策定に当たりまして、内容については原課である環境衛生課が環境に関する事項に対しては検討を重ねて参ります。それを踏まえ、今後見直しが必要な部分もありますので、市の総合計画に対しては、十分に精査していきたくと考えています。

### ○堀江委員

この点においては、いいと思います。環境条例において、条例改正はいつでも出来ますし、総合計画も5年ごとに見直していますが、実は総合計画も議会の議決事項に加えようかという話もあり、条例は最高規範ではないので、自由に出来ると思います。

◎議長

基本的に総合計画に反するようなことでは困りますが、それを踏まえたうえで、新しい考え方・事項を加えるのは構わないと思います。

スケジュール的に厳しいと思いますが、次回の審議会開催が11月では、委員の関わりが希薄になると、素案の検討も必要と思われるから、9月中に素案を配布していただき、各委員の意見をまとめるような形をとっていただきたい。

●事務局

日程に合わせ、計画書の素案を早めに作成し、委員に送付・検討していただいたうえで審議会を実施したいと思います。

○堀江委員

9月位に審議会を開催する訳にはいかないか。

●事務局

開催可能です。予算的にも大丈夫です。

◎議長

早めに開催した方が良い。

○堀江委員

実際、このスケジュールであつたら、恐らく事務局の素案を丸のみしないとパブリックコメントを行えない。審議会の意見を反映するためには、途中で1回位審議会を開催する必要があるのではないか。

◎議長

素案の現実の問題点を私もそんなに把握できていないので、そこを早めに皆さんに知っていただいた方が良い。ごみの問題とかはある程度分かると思いますが、特に産業に関わる問題とか、先ほど有害鳥類の話も出ていましたが、一体どういう問題が実際あるのかが分からないと上天草市特有の部分が活かさないで、その辺に関して、書面でも良いので資料をできるだけ早めに送付していただき確認をしたい。

○竹田委員

アンケート調査に関しては、広報的にも内容の説明が必要ではないでしょうか。

1,000人を予定されているが、全く環境に関心のない人にも送るのか。

●事務局

対象者は、市内在住の16歳以上の方の中から無作為に抽出する予定です。

○竹田委員

16歳以上であれば、ある程度の判断力は、あるでしょう。返却されるアンケートに関しては、関心の程度で大きく違ってくるのでは。

●事務局

通常のアンケート調査では、無作為に抽出して、その中から3割程度の回収率があります。大方のアンケート調査はこのようなことでやらせていただいております。

◎議長

パブリックコメントの実施方法について、色々やり方はあるかと思いますが、ホームページでの募集・各団体に提出してもらうなど、どのようにお考えですか。

●事務局

基本的には、ホームページでの募集、各庁舎等に設置して閲覧していただく形になるかと思っています。

◎議長

最近では、各団体に代表して出してもらうこともあります。市町村では農協・漁協・商工会議所等へパブリックコメントを求めるといった手もあると思います。また、学校関係でもい

いですし、いつも環境に関わっている人も対象としたら良い。

○堀江委員

閲覧と言うのでは、パブリックコメントにはならないのでは。積極的に出て行って、会場などを設置して行くべきで、そうしないと作る意味がなくなるのでは。環境がブームだから計画をただ作りましたという感じで終わる可能性が大であると思います。

○嶋田委員

アンケート調査の内容については、ここで審議しなくても良いか。

◎議長

前もって確認した方が良いかと思いますが。どうでしょうか。

●事務局

現在、内容について詰めており作成中です。

○嶋田委員

対象者も含めて、内容をどういったものにするかなど。

◎議長

前もって委員に送付して、意見を求めている。

●事務局

アンケートについては、内容を早急に検討して委員に送付し、ご意見を基に修正等を行ったうえで実施します。

◎議長

スケジュールについては、特に審議会の日程を調整していただき、出来るだけ9月若しくは10月の早い時期にできるように計画していただきたい。

○松本（忠）委員

私たちは自然を相手にしている者として、環境に関する問題に対しては大変関心があります。反面、怖い部分もあり、生態系が適正に保存されるように、今後も参加させていただきます。

◎議長

環境基本条例に関して、自然資源の利用に関する項目がないので加えた方が良いでしょう。水産業などは正にそれで、いかに持続的に自然資源を利活用していくのか、条例に付け加えていただけたらと思います。上天草市ですから、当然、観光も水産業も重要ですし、問題点もありますので表に出すべきであると思います。

昔の考えでは、環境を良くすることは我々にプラスになることがなかった。人間はプラスにならないことに対しては先に進めない。実際、我々は原始の時代から自然から色々と恩恵を受けてきており、それをいかに子孫に伝えるか、つまり、持続的な自然環境の利活用の面が最近の環境のあり方（捉え方）なので、その辺も少し表に出していけたらと思います。

## 7 閉会